

事業者の皆さんへ

償却資産の申告が

必要です

償却資産とは

償却資産とは、土地、家屋以外の事業用の資産です。税務会計（所得税または法人税の計算）

上、減価償却の対象としている資産のことで、固定資産税の課税の対象になります。

申告しなければならない人

個人事業主及び法人です。農業や漁業などの第一次産業、製造業や建設業などの第二次産業、卸業や小売業、サービス業などの第三次産業の業種を問わず、全ての事業者に申告の義務があります。

申告方法

毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産が申告の対象です。申告書を平成29年1月31日（火）までに市税務課に提出してください。郵送での申告も受け付けます。事業を廃止した場合も申告が必要です。昨年申告した人には、御案内のはがきを12月上旬に郵送します。

申告書の様式が必要な人は、市公式ホームページからダウンロードするか、市税務課に請求してください。また、パソコン処理などによる独自様式を使用している場合は、その様式で申告しても差し支えありません。

問い合わせ 市税務課☎43・

法務局での相続登記が済んでいないかたへ

固定資産税は、毎年1月1日時点で、課税の対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者（不動産登記者）が納税義務者です。ただし、所有者が死亡している場合、相続などによる法務局での正式な所有権移転登記が済むまでは、その固定資産を「現実に所有している

問い合わせ 市税務課☎43・
8118



12月は 「STOP滞納!!」 県下一斉徴収 強化月間」です

市では、福岡県及び県内市町村と連携して、12月を県下一斉徴収強化月間と位置づけています。



▲搜索の様子

広報による納税推進、滞納者に対する催告、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分を強化します。
納め忘れの税金がないか御確認ください。

問い合わせ 市収納課☎43・
8119

人が納税義務者になります。現実に所有している人とは、死亡した人の相続人のことで、各相続人は連帯して納税義務を負います。相続登記が済んでいない場合は、各相続人の中から納税通知書（納付書）などを受領する代表者を一人定める必要があります。今年中に相続登記をしない人は、平成29年1月31日（火）までに「納税義務者及び相続人代表者届出書」の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市税務課☎43・
8118



8118

問い合わせ 市税務課☎43・
8119